

令和 7 年度

富山県内部統制評価報告書審査意見書

富 山 県 監 査 委 員

監 委 第 39 号

令和 8 年 9 月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗 殿

富山県監査委員 奥 野 詠 子

富山県監査委員 井 上 学

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

令和 7 年度富山県内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度富山県
内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

第 1 審査の概要

令和 7 年度富山県内部統制評価報告書の審査にあたっては、富山県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成 31 年 3 月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、

- (1) 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていたか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われていたか

を主眼として、関係者の説明を求めるとともに、定期監査などの結果を参考にして審査を行った。

第 2 審査の結果

令和 7 年度富山県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

第 3 審査の意見

財務に関する事務については、歳入調定の遅延、支払の遅延など、運用状況の不備が依然として多数見られ、特に歳入調定の遅延は令和 6 年度より大幅に増加した。また、複数の所属において受信契約の締結が未締結であった事案は県行政への信用を著しく毀損させる事案として重大な不備と判断された。

情報管理に関する事務については、令和 7 年度においても重大な不備は生じなかったものの、調査対象となった令和 4 年度以降、継続的に情報漏えい事案が発生している。このため、これまでもメール誤送信対策システムの機能強化など再発防止の措置をはじめ、職員への注意喚起を行う「情報セキュリティ対策の徹底について」を通知するなど情報管理の徹底に向けた取組みが行われている。

令和7年度の評価を踏まえ、「業務上の不備の再発防止について」を通知し、財務事務及び情報管理事務の適切な実施と不備の再発防止に万全を期すよう周知されたところであるが、引き続き内部統制制度がより有効に機能するよう努められたい。

また、内部統制制度については、令和7年度から財務事務における評価対象を他の任命権者に拡大しており、引き続き適正な事務の執行を確保する体制を構築するよう努められたい。